

内閣府被災者生活支援チーム

復興庁

厚生労働省

1. 見送りの理由は一部新聞等で報道されていますが、正確にすべて示して下さい。

回答：福島県の18歳以下の医療費無料化については、関係閣僚の間でも熟慮を重ねたが、国の医療制度全体の根幹に影響を与えるなどの課題もあり、政府としては対応が難しいとの結論に至った。政府としては放射線被曝の低減や健康管理対策を通じ、引き続き、福島の子どもの健康管理に万全を期してまいりたい。

2. 私たちは、福島事故被災者の健康保障は、線量モニタリングと被曝線量の推定、精密検査を含めて無償の健康診断、健康相談を含む治療体制の確立と医療費の無償化が必須と考えます。また、その実現・生涯にわたる実施について、国が直接責任を負っていると考えます。

(1) 福島事故被災者の健康保障について国はどのような内容を考えているのですか。なお、健康管理と健康保障は区別して下さい。

(2) その実現・生涯にわたる実施に対する国の責任についてどのように考えているのですか。

回答：2月10日に今国会に提出した福島復興再生特別措置法案においては、放射線に関する健康上の不安の解消など、住民が安心して生活できる環境の実現のための施策を規定している。具体的には、・健康管理調査の実施に関する措置 ・農産物等の放射線濃度の測定 ・除染の迅速な実施 ・児童等の被ばく放射線量の低減のための措置 ・放射線の人体への影響等に関する調査研究の推進 ・医療及び福祉サービス確保のための施策 等の施策を盛り込んだところ。法案に盛り込んだ施策にしっかりと取り組み、放射線被ばくに対する不安解消に必要な措置を講じて参りたい。

3. 私たちは、被災者の健康保障を国の責任で実現・実施するためには、放射線の影響を受けやすい子どもを対象とする「18歳以下医療費無料化」は欠かせないものと考えます。国は「18歳以下医療費無料化」をどのように位置付けているのですか。

回答：1に同じ

4. 国が政策として支援を見送るとした上で県が独自に実施することになれば、国は責任を県に負わせたこととなります。必要な費用の一部に基金が充てられるとしても、それは変わりません。この指摘に対して見解を示して下さい。

回答：1に同じ

5. 県外避難者の「健康保障」が切り捨てられる事について(1)国はどのように考えますか。

(2) このような事態を避けるためには、国の責任で「18歳以下医療費無料化」を行うことが必要であると考えます。見解を示して下さい。

回答：1に同じ

6. 支援見送りは、「原子力被災者の健康の確保について、最後の最後まで、国が前面に立ち責任を持って対応してまいる所存です。」との文書回答（内閣府被災者生活支援チーム、9月30日）に反するものです。これについて国の見解を示して下さい。

回答：「原子力被災者への対応に関する当面の取組方針について」（原子力災害対策本部（平成23年5月17日公表））に記載しているとおり、「復興までの道のりが仮に長いものであったとしても、最後の最後まで、国が前面に立ち責任をもって対応してまいります。」との国の基本的な方針の下、原子力被災者の健康管理などの支援を行っているところ。引き続き、原子力被災者の健康管理に万全を期すべく必要な対応をしてまいります。

7. 「福島からの要請」（当日口頭陳述を文書化して添付）で指摘されている事項について、

（1）「放射線管理区域相当の汚染地に生活しているなど福島県の子供の置かれている状況」について、国の見解を示して下さい。

（2）「18歳以下の医療費無料化を切に望む」という現地の住民の声に対して、国の見解を示して下さい。

回答：今般の原発事故で、子供をはじめ福島県の住民の方々の中に、現在及び将来の健康について大きな不安を抱いておられる方がいらっしゃる認識している。福島県における18歳以下の医療費無料化については、関係閣僚の間でも熟慮を重ねたが、国の医療制度全体の根幹に影響を与えるなどの課題もあり、政府としては対応が難しいとの結論に至った。政府としては、放射線被ばくの低減や健康管理対策等を通じ、引き続き、福島の将来を担う子供の健康管理に万全を期してまいります。

8. 見送り方針の撤回について、その後、国会も含めて様々な場で要請の声が高まっています。私たちは、国が「原子力被災者の健康の確保について、最後の最後まで、国が前面に立ち責任を持って対応してまいる所存です。」との文書回答（内閣府被災者生活支援チーム、9月30日）に立ち返り、「見送りの方針」を撤回することを強く求めます。現時点での見解を示して下さい。

回答：1に同じ